

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号  
北九州市役所

## 目 次

告 示	ページ
五市対等合併の歴史的評価、北九州市公害対策史、北九州市公害対策史(解析編)及び北九州市土木史の売払代金の収納事務の委託【総務企画局政策部企画課】	9 1 7
「元気発進！北九州」プラン、第 4 8 回北九州市統計年鑑平成 2 3 年版、とうけい北九州、大都市比較統計年表平成 2 2 年、平成 2 3 年北九州市の人口(町別)及び平成 2 4 年北九州市の人口(町別)の売払代金の収納事務の委託【総務企画局政策部企画課】	9 1 8
障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	9 1 9
障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	9 2 0
障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	9 2 1
 公 告	
都市公園の廃止【建設局公園緑地部公園管理課】	9 2 2
開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】	9 2 3
委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	9 2 4
 訂 正	
第 2 7 8 1 号の訂正【港湾空港局港営部港営課】	9 2 7
第 2 7 8 1 号の訂正【総務企画局総務部文書課】	9 2 8

北九州市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、五市対等合併の歴史的評価、北九州市公害対策史、北九州市公害対策史（解析編）及び北九州市土木史の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
財団法人北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町1丁目1番1号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、「元気発進！北九州」プラン、第48回北九州市統計年鑑平成23年版、とうけい北九州、大都市比較統計年表平成22年、平成23年北九州市の人口（町別）及び平成24年北九州市の人口（町別）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成24年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

北九州市告示第120号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院及び診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
たけうちクリニック	北九州市小倉北区京町三丁目1番1号	平成24年4月1日

2 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
さくら薬局	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目14番12号	平成24年4月1日
サンキュー薬局小倉駅前店	北九州市小倉北区京町三丁目1番1号	平成24年4月1日
サンキュー薬局下上津役店	北九州市八幡西区下上津役四丁目19番13号	平成24年4月1日
株式会社アガペ片野薬局	北九州市小倉北区片野二丁目21番11号	平成24年4月1日

3 訪問看護ステーション（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
明愛訪問看護ステーションやはた	北九州市八幡西区大平三丁目14番7号	平成24年4月1日

北九州市告示第121号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月11日

北九州市長 北橋健治

1 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	社会保険小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野三丁目2番1号	平成24年4月1日
新	小倉記念病院		

2 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
サンキュー薬局魚町店	旧	北九州市小倉北区魚町二丁目4番16号	平成24年4月1日
	新	北九州市小倉北区魚町二丁目1番12号	

3 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
大手町診療所	旧	北九州市小倉北区大手町4番23号	平成24年4月1日
	新	北九州市小倉北区大手町14番22号	

北九州市告示第122号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月11日

北九州市長 北橋健治

1 病院及び診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
馬借こころのクリニック	北九州市小倉北区馬借二丁目6番1号	閉院による	平成24年3月16日

2 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
サンキュー薬局下上津役店	北九州市八幡西区下上津役四丁目19番13号	会社合併による	平成24年3月31日

北九州市公告第 2 4 3 号

都市公園を廃止するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 4 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 4 年 4 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 廃止する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名 称	位 置	区 域
4 0 2 9	北九州市立大島三丁目公園	北九州市小倉北区 大島三丁目 2 番	北九州市小倉北区 大島三丁目 2 番の 一部

2 廃止の期日

平成 2 4 年 4 月 1 1 日

なお、廃止に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第 2 4 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 2 4 年 4 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区金剛一丁目 1 8 1 番 3、2 7 1 番 1 及び 2 7 1 番 2	北九州市八幡西区金剛一丁目 1 7 番 8 号 木原政文

## 北九州市公告第246号

一般競争入札により、北九州市母子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年4月11日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

#### (1) 業務名及び数量

北九州市母子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務 一式

#### (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 契約日から平成25年3月31日まで

#### (4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって入札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札者に要求される義務

(1) 入札者は、第4項第3号に記載する入札説明会に出席しなければならない。

(2) 入札者は、提案書（作成要領は、入札説明書による。）に必要書類を添付して平成24年4月26日午後5時までに第4項第1号アの場所に提出しなければならない（郵送の場合は、書留郵便とし、同日午後5時までに必着とする。）。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課

イ 日時 公告の日から平成24年5月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎3階大集会室

イ 日時 平成24年4月19日午前10時

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成24年5月8日午後5時までに必着のこと。

##### (5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎3階大集会室

イ 日時 平成24年5月11日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される業務を履行しなかった者がした入札

エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするができる。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2410

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成24年	第2781号	881	上から5 行目	響灘南埠 頭響灘南 0、1、 2、3、 4号岸壁	響灘南埠 頭響灘南 0-4号 岸壁
			上から1 0行目	響灘南埠 頭響灘南 0、1、 2、3、 4号岸壁 立入制限 区域	響灘南埠 頭響灘南 0-4号 岸壁立入 制限区域
		882	上から2 行目	響灘南埠 頭響灘南 0、1、 2、3、 4号岸壁 立入制限 区域	響灘南埠 頭響灘南 0-4号 岸壁立入 制限区域

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成24年	第2781号	881	◇告示の 3行目	○響灘南埠 頭響灘南0 、1、2、 3、4号岸 壁	○響灘南埠 頭響灘南0 -4号岸壁